

第 46 回全国中学校スケート大会取材・写真撮影対応要項

1 目的

この要項は、令和 7 年度全国中学校体育大会 第 46 回全国中学校スケート大会（以下「本大会」という。）において取材・写真（ビデオ含む）撮影（以下「取材等」という。）を希望する報道関係者、事業者（以下「報道関係者等」という）に対し、適切な情報提供と取材等環境の整備を行い、円滑な大会及び競技運営を図るとともに、広く本大会の報道をしてもらうために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

この要項は、次に掲げる者を対象とする。

- (1) スポーツ報道を目的とする報道機関、雑誌等の関係者
- (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）に登録された賛助会員で、日本中体連から本大会の撮影許可を得ている写真（ビデオ含む）事業者

3 取材等における遵守事項

本大会の取材等に関し、報道関係者等が遵守すべき事項として、次に掲げる事項を定める。

- (1) 公益財団法人日本スケート連盟との協議による、競技の取材等に関する事項
- (2) 日本中体連の定める「写真業者の選手撮影許可要項」に基づく、写真撮影（ビデオを含む）事業者に対する事項
- (3) 前各号で定めるもののほか、大会運営上必要な取材等に関する事項

4 取材等の許可

次に掲げる手順により、報道関係者等に取材等の許可を与える。

- (1) 取材等を希望する報道関係者等に対し、期間を定め、申込書の提出を求める。
- (2) 申込みのあった者に対し、第 3 項に定める事項を遵守することを条件に、取材等の許可を認め、取材等の許可証及び競技会場への入場に必要な識別証等を送付する。

5 許可の取り消し

第 3 項に定める事項及び大会運営上生じた事由による報道関係者等に対する指示を遵守しない者がいる場合、第 4 項に定める許可を取り消し、本大会における以降の取材等を断ることができるものとする。

6 その他

この要項の実施に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 11 月 26 日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもって終了する。